

第六回国会 衆議院 文部委員会 議録 第十三号

昭和二十四年十一月二十八日(月曜日)

午前十一時三分開議

出席委員

委員長 原 彪君

理事 岡延右エ門君 理事 高木 章君

理事 園谷 光衛君 理事 水谷 昇君

理事 若林 義孝君 理事 松本 七郎君

理事 稻葉 修君 理事 今野 武雄君

理事 小林 信一君

甲木 保君 柏原 義則君

木村 公平君 佐藤 重遠君

千賀 康治君 中島 茂喜君

渡部 義通君

出席國務大臣

文部大臣 高瀬莊太郎君

出席政府委員

文部政務次官 平島 良一君

(大学學術局長) 飯木 亨弘君

文部事務官 久保田藤麿君

(管理局長)

委員外の出席者

文部事務官 堅月米太郎君

文部事務官 福田 繁君

専門員 横田重左衛門君

十一月二十八日

委員木村公平君辞任につき、その補

欠として小西寅松君が議長の名指で

委員に選任された。

本日の会議に付した事件

私立学校法案(内閣提出第三八号)

請願

一 教育予算増額並びに定員定額制

廃止に関する請願(今井耕君紹介

第四二号)

二 同(今野武雄君外一名紹介)(第七二号)

三 同(羽田野次郎君紹介)(第七三

号)

四 同(内藤友明君外二名紹介)(第

七四号)

五 同(有田喜一君紹介)(第七五号)

六 同(原健三郎君紹介)(第七六号)

七 同(小山長規君紹介)(第七七号)

八 同(松澤兼人君紹介)(第七八号)

九 同(竹尾式君紹介)(第七九号)

一〇 同(倉石忠雄君紹介)(第八〇

号)

一一 同(佐藤榮作君紹介)(第八一

号)

一二 同外一件(尾関義一君紹介)

(第八二号)

一三 同(田中豊君紹介)(第八三

号)

一四 同(松井豊吉君紹介)(第八四

号)

一五 同(前田正男君紹介)(第八五

号)

一六 同外四十二件(高橋定一君紹

介)(第八六号)

一七 同外三件(佐々木盛雄君紹介)

(第八七号)

一八 同外五件(岡田五郎君紹介)

(第八八号)

一九 同外七件(受田新吉君紹介)

(第八九号)

二〇 同外十一件(青柳一郎君紹介)

(第九〇号)

二一 同外二十七件(佐久間徹君紹

介)(第九一号)

二二 同外四十四件(周東英雄君紹

介)(第九二号)

二三 同外六十六件(吉武惠市君紹

介)(第九三号)

二四 同外一件(小高薫郎君紹介)

(第九五号)

二五 同(石井繁九郎君紹介)(第九七

号)

二六 育英制度強化に関する請願

(原健三郎君紹介)(第九四号)

二七 戦災私立学校復興援助に關す

る請願(江崎眞澄君紹介)(第六六

号)

二八 習字教育振興に關する請願

(有田二郎君紹介)(第九四号)

二九 安城高等学校校区變更に關する

請願(中野四郎君紹介)(第九六号)

三〇 科学研究費増額の請願(小金

義昭君紹介)(第九九号)

三一 教育予算増額並びに定員定額

制廃止に關する請願(仲内憲治君

紹介)(第一三三三三三三三三三

三三 同(有田喜一君紹介)(第一三

四四)

三三 同(福田喜東君紹介)(第一三

五五)

三四 同外六件(青柳一郎君紹介)

(第一三六号)

三五 同(山手満男君紹介)(第一三

七号)

三六 同外一件(多田勇君紹介)(第

一三八号)

三七 同外三件(原健三郎君紹介)

(第一三九号)

三八 同(小玉治行君紹介)(第一四

〇号)

三九 同(高木松吉君紹介)(第一四

一号)

四〇 同外五件(今澄勇君紹介)(第

二二四号)

四一 同(中野四郎君外五名紹介)

(第二二七号)

四二 同(周東英雄君紹介)(第二二

九号)

四三 同(橋本登美三郎君外十一名

紹介)(第二三〇号)

四四 同外一件(川野芳満君外四名

紹介)(第二三一三三三三三三三

四五 同(庄司一郎君外五名紹介)

(第二三三三三三三三三三三三三

四六 同(川端佳夫君紹介)(第二三

四四)

四七 同(小峯柳多君外一名紹介)

(第二三五五五五五五五五五五五

四八 同(永田節君紹介)(第二三六

号)

四九 旧大村海軍航空隊跡に国立学

校設置の請願(岡延右エ門君紹介)

(第一五〇号)

五〇 文化財保護法案の改正に關す

る請願外一件(淺香忠雄君紹介)

(第一五一五五五五五五五五五五

五一 曆法審議會設置の請願(眞鍋

勝君外一名紹介)(第一八〇号)

五二 国宝阿彌陀堂修理費国库補助

の請願(庄司一郎君紹介)(第二一

四四)

五三 姫路城改修並びに保護施設実

施の請願(堀川恭平君紹介)(第二

一五五号)

五四 戦災私立学校に国库貸付金制

度復活の請願(福田昌子君紹介)

(第二二二二二二二二二二二二二二

五五 宮崎大学に法、文、経各学部

設置の請願(川野芳満君外四名紹

介)(第二二三三三三三三三三三三

五六 新制中学校建設費助成に關す

る請願(石原圓吉君紹介)(第二四

五五号)

五七 教育職員免許法の一部改正に

關する請願(園谷光衛君紹介)(第

三六四号)

五八 新制中学校建設費助成に關す

る請願(川野芳満君紹介)(第三七

六六号)

五九 教育予算増額並びに定員定額

制廃止に關する請願(鈴木善幸君

紹介)(第四〇〇号)

六〇 同(首藤新八君外六名紹介)

(第四〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一

六一 同(吉川久衛君紹介)(第四〇

八八号)

六二 同(吉田吉太郎君紹介)(第四

一一一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一

六三 同(原健三郎君紹介)(第四一

二二二二二二二二二二二二二二二二

六四 教育予算増額並びに定員定額

制廃止に關する請願(吉川久衛君

紹介)(第四一五五五五五五五五五

六五 同外一件(青柳一郎君紹介)

(第四一六六六六六六六六六六六六

六六 同外三十四件(受田新吉君紹

介)(第四一七七七七七七七七七七七

—

[illegible]

(第九五三三)

一五六 同(池見茂隆君紹介)(第九五四)

一五七 同(河野謙三君紹介)(第九五五)

一五八 同(河野謙三君紹介)(第九五五)

一五九 同(河野謙三君紹介)(第九五五)

一六〇 同(河野謙三君紹介)(第九五五)

一六一 同(河野謙三君紹介)(第九五五)

一六二 同(河野謙三君紹介)(第九五五)

一六三 同(河野謙三君紹介)(第九五五)

一六四 同(河野謙三君紹介)(第九五五)

一六五 同(河野謙三君紹介)(第九五五)

一六六 同(河野謙三君紹介)(第九五五)

一六七 同(河野謙三君紹介)(第九五五)

一六八 同(河野謙三君紹介)(第九五五)

一六九 同(河野謙三君紹介)(第九五五)

一七〇 同(河野謙三君紹介)(第九五五)

一七一 同(河野謙三君紹介)(第九五五)

一七二 同(河野謙三君紹介)(第九五五)

一七三 同(河野謙三君紹介)(第九五五)

一七四 同(河野謙三君紹介)(第九五五)

一七五 同(河野謙三君紹介)(第九五五)

一七六 同(河野謙三君紹介)(第九五五)

一七七 同(河野謙三君紹介)(第九五五)

一七八 同(河野謙三君紹介)(第九五五)

一七九 同(河野謙三君紹介)(第九五五)

一八〇 同(河野謙三君紹介)(第九五五)

一八一 同(河野謙三君紹介)(第九五五)

一八二 同(河野謙三君紹介)(第九五五)

一八三 同(河野謙三君紹介)(第九五五)

一八四 同(河野謙三君紹介)(第九五五)

一八五 同(河野謙三君紹介)(第九五五)

一八六 同(河野謙三君紹介)(第九五五)

一八七 同(河野謙三君紹介)(第九五五)

一八八 同(河野謙三君紹介)(第九五五)

一八九 同(河野謙三君紹介)(第九五五)

一九〇 同(河野謙三君紹介)(第九五五)

一九一 同(河野謙三君紹介)(第九五五)

一九二 同(河野謙三君紹介)(第九五五)

一九三 同(河野謙三君紹介)(第九五五)

一九四 同(河野謙三君紹介)(第九五五)

一九五 同(河野謙三君紹介)(第九五五)

一九六 同(河野謙三君紹介)(第九五五)

一九七 同(河野謙三君紹介)(第九五五)

一九八 同(河野謙三君紹介)(第九五五)

関する陳情書外三百四十八件(香

川県高松市伏石町香川県教職員組

合高松支部太田分会長脇谷茂男外

一万六千名)(第一四四号)

二 新制中学校の建設許可申請に

関する陳情書(香川県高松市議

議長藤本慶一)(第二二二号)

三 六・三制完全実施のため国庫補

助継続の陳情書(香川県高松市議

議長藤本慶一)(第三八八号)

四 戦災私学復興に関する陳情書

(浜松市松城町八十六番地誠心高

等学校校長黒田傳次郎)(第七七号)

五 六・三制予算並びに教員定数に

関する陳情書外六百九十九件(香川

県三豆郡豊田中学校分会長田嘉壽

男外二百五十名)(第一一四号)

六 姫路市の修理促進等に関する陳

情書(姫路市本町五十の三番地姫

路観光協会会長木島治郎)(第一七四

号)

七 教員の定員定額に関する陳情書

(長崎市長崎県議会議長岡本直行)

(第一八九号)

八 教育予算増額の陳情書外七十

一件(鹿児島県川邊郡勝目村大丸小

学校内松園國次外二十二万四千五

百名)(第一九二二号)

九 教員の定員定額に関する陳情書

(東京都議會議長石原永明外九名)

(第一九五号)

一〇 教育予算増額の陳情書(水戸

市長山本敏雄)(第二三〇号)

一一 六・三制完全実施のため全額

国庫負担の陳情書(岸和田市長毛

利一郎)(第二三九号)

一二 文化財保護に対し国庫補助増

額の陳情書(京都古文化保存協会

理事長岡田戒玉外三名)(第二五九

号)

理事長岡田戒玉外三名)(第二五九

号)

○原委員長 これより会議を開きま

す。

請願の審査に入ります。日程二六を

議題といたします。日程二六、育英制

度強化に関する請願、原健三郎君紹

介。紹介議員の説明を求めます。

○松本(七)委員 紹介議員がおられま

せんから私かわつてその要旨を申し上

げます。

本請願の要旨は、現下の育英制度

は、著しく時代に即応していないため

に、資力の足りない家庭の秀才が、独

立して勉強することができない状態に

あるのは、はなはだ遺憾でございます

す。つきましては、旧来の弊習を破つ

て、時代に即した制度に改善強化され

たいというのであります。

この問題はもう本委員会でも何回も

問題になっておりまして、事情はよく

御承知の通りでございますから、何と

ぞ本請願が採択されるよう希望いたし

ます。

○原委員長 政府側の意見を求めま

す。

○堅月説明員 現在の育英制度につき

ましては、大日本育英会を通じて

これが施行に当たっております。ところ

で現在の学生の七四％というものは、

働かなければ学業を継続できないとい

う状態でありまして、これを救済する

につきましては、い／＼な施策があ

ると存じます。それで第一にあげられ

る問題といたしましては、この奨学資

金の問題であると考えているのであり

まして、これらの学生を全部奨学資金

において救済するということが理想で

あります。が、国家予算の関係で、で

きるだけこの奨学資金の方法で御救済

願いたいと存じているのであります。

現在はパーセンテージから言いま

すと、新制高校におきましては二・

二％、それから大学高専につきまして

は八・四％というような微々たる状態

でありますから、これを現在の情勢

から判断いたしました、私ら文部省と

いたしましては、少くとも新制高校の

生徒数の三％、それから大学高専は一

五％、教員養成関係の分については一

〇〇％、この程度の育英資金をお認め

願いたいと存じまして、これを大蔵省

へ概算要求いたしました次第であります。

現在のよう、学生の生活状態というも

のが、現在の経済状態あるいは社会情

勢からいまして、非常に学業の継続

に苦しんでいる生徒の質というものを

分析してみますと、次の時代を背

負う学生というものはどういふ質であ

るかという点になりますと、教育

というものは御承知の通り学校教育の

みならず、社会教育、その基本となる

家庭教育、この円満なる家庭教育を経

た学生というものが一番質がよいので

あります。その家庭教育の最もよい学

生というものは、どういふ階層にある

かということにつきましては、御承知

の通り俸給生活者あるいは中小商工業

者、インテリというような家庭生活

が、一番理想的な形態でありまして、

この家庭生活を経た学生というものは

は、国家の将来をなうに足る質であ

る。ところがこれらの学生というものは

は、現在戦後における経済的変動、あ

るいは社会的変革のために一番困つて

おる層であるという点におきまして

も、ここに育英資金の増額というもの

が、非常に意義あるものであるという

考えからいたしました、三十五億の概

算要求をいたしました次第であります。そ

ういふような見地から、学生の質とい

うものを分析して、その層に該当する

学生をどうしても救済しなければなら

ない現況に即しまして、少くとも新制

高校は三％、大学高専は一五％、それ

から教員養成関係のものはまた別の方

式におきまして、次の時代をなう一

般小国民の師表となるべき教員の養成

に甘んじてなるという方々は、先ほど

申しました層に当る人でありまして、

この分については一〇〇％の育英資金

の増額をお願いしたい、という見地

から、三十五億という予算を要求いた

しておりますから、何とぞその趣

旨を御了承願ひまして、予算の御承認

を得たいと考えておる次第でありま

す。

○原委員長 次に日程第二七及び五四

を一括議題といたします。戦災私立学

校復興援助に関する請願、江崎真澄君

紹介、紹介議員の説明を求めます。

○松本(七)委員 紹介議員にかわりま

して、本請願の要旨を説明いたしま

す。

政府は戦災私立学校に対し、昭和二

十一年から五箇年継続事業として国庫

補助の方途を講じておりましたが、本

年度に至り突然貸付金を中止すること

になつたため、現在進捗中の復興計画

の中止はやむなきに至りました。つい

ては、何らかの方法をもつて私立学校

の復興を援助したいというのであり

ます。

○原委員長 次は日程第二七及び五四

を一括議題といたします。戦災私立学

校復興援助に関する請願、江崎真澄君

紹介、紹介議員の説明を求めます。

○松本(七)委員 紹介議員にかわりま

して、本請願の要旨を説明いたしま

す。

政府は戦災私立学校に対し、昭和二

十一年から五箇年継続事業として国庫

補助の方途を講じておりましたが、本

年度に至り突然貸付金を中止すること

になつたため、現在進捗中の復興計画

の中止はやむなきに至りました。つい

ては、何らかの方法をもつて私立学校

の復興を援助したいというのであり

ます。

○原委員長 次は日程第二七及び五四

を一括議題といたします。戦災私立学

校復興援助に関する請願、江崎真澄君

ます。何とぞ本請願の要旨に御賛成くだされまして御採択願いたいのであります。

○原委員長 政府側の意見を求めます。

○福田説明員 戦災にかかりました私立学校の復興につきましては、従来文部省におきまして、できるだけの援助をいたしたいという考えで進んでおつたのであります。本年度は、不幸にして貸付金が当初予算で落されましたので、このために中途で建築を中止しなければならぬというような学校も、かなりあつたと思います。その点は非常にお気の毒なことをいたしたわけでありまして、幸いに、額は十分と申せませんが、本年度の補正予算におきまして、一億二千四百万円程度計上いたされております。来年度の見込みといたしましては、約二億七千万円程度の予算を一応立てておりますので、そういった貸付金によつて、今後戦災を受けた私立学校の復興をはかつて行きたいと考えております。

○原委員長 日程第二八、習字教育振興に関する請願、有田二郎君紹介。紹介議員の説明を求めます。

○水谷(昇)委員 本請願者は、奈良市奈良博物館内の田中英市外三十名であります。紹介議員は有田二郎君であります。紹介議員は、たゞいとお見えになりませんが、私がかつて請願の要旨を御説明申し上げました。

新教育制度の実施とともに、小学校で毛筆習字を課することができなくなりましたが、毛筆習字は児童の心身の発達並びに精神修養に役立ち、また東

洋文字の書写は、やがて芸術への基礎ともなるもので、その価値は多大であります。土壌の状況あるいは父兄、児童の希望によつては、自由に毛筆習字を課することができるよう、すみやかに現制度を改正されたいというのであります。

なお最近文部省におきまして、毛筆習字についていろいろ調査をしたのであります。その調査の結果を、一部つけ加えて申し上げてみたいと思ひます。毛筆習字の学習に対する小学児童の希望であります。これによりますと、ぜひ習いたいというのが五三・七%、習いたいと思わないというのが六・九%、どちらでもよいというのが三九%、大体小学校の児童の希望はそういう成績です。

それから毛筆習字の学習に対する中学校生徒の希望は、習いたいというものが六〇・四%、習いたくないというものが六・七%、どちらでもよいというものが三〇・九%、こういう成績であります。

次に毛筆習字に対する中学校生徒の感想は、習つてよかつたというものが八九%、習わなくてもよかつたというものが二・一%、どちらがよいかわからないというものが六・八%、こういう成績であります。そのほかに詳しい調査があるのですが、いずれも小学校で習字を課する方がよいというものが、非常に多いのであります。こういう意味合いから言つても、この請願の趣旨はまことにけつこうだと思ひますから、よろしく御審議を願つて、御賛成をお願いしたいと思います。

○原委員長 政府側の所見を求めます。

○久保田政府委員 ただいまの習字をそうした課目の中に取り入れるとおつしやる趣旨は、文部省も賛成いたしておりまして、その方向に取進めておるわけでありまして、それを正式に入れまして手続の上に、多少時間を要している次第でありまして、速急にそうした形がとれるように、たゞいま進めておることを御了承願ひます。

○原委員長 次に日程一六四、文書表第九九三号、大村市に国立学校設置の請願、岡延右エ門君紹介を議題とし、紹介議員の説明を求めます。

○岡(延)委員 大村の海軍航空隊跡は、敷地実に十数万坪、コンクリートの建物一万余坪という膨大なものでございまして。そこには百メートルプール、あるいは五十メートルプールがあるというふうなわけであります。学校としては、建物及び敷地、あるいはその環境等、まったく理想的のものがあつたのであります。すでにその建物の一部は、師範学校が使用しておつたようになつてありますが、現在その必要もなくなりましたので、その校舎及び敷地を利用いたしまして、文部省におきまして、国立大学としては最初の短期大学をそこに設けたいというので、たしか大村短期大学という名称のもとに、電波学科と遠洋漁業科の二つの学科を持つところの短期大学をつくりたい、こういう希望のもとに昭和二十五年の予算として三千数百万円を要求したかのように伺つておりますが、それは二十五年の予算からは削除されたやうでありますけれども、今後その方針をどこまでも貫いて行く御意向で

あるかどうか。請願者の立場からは、ぜひそうしていただきたいのであります。文部省の御意向を伺いたいと思ひます。

○原委員長 なお日程四九、文書表第一五〇号も同一趣旨でありますので、一括いたします。政府側の意見を求めます。

○鈴木政府委員 ただいまの大村の海軍航空隊跡の問題でございますが、これは文部省も直接よく調査いたしましたので、非常にりつぱな施設でございますので、何とかして教育的に利用したいと考えてまして、今お話のございましたように、二十五年に於いて、二つの科を持つ短期大学の案を、一応予算要求として出したわけでございますが、新しい事業を二十五年に於いて始めるとは、非常に困難でありましたことと、もう一つは短期大学としての性格なり、あり方につきましては、なお十分研究をしなければならぬ点がございましたので、二十五年といたしましては、一応断念いたしましたのでございまして、この施設を何とかして教育に利用したいという希望は強く持つておりますので、これを十分考慮いたしまして、将来できるだけ実現に努めて行きたいと考えております。

○若林委員 私今年度の国政調査のときに、たゞいま問題になつております予定地の視察をするの機会を得たのであります。請願の趣旨に述べられておりますことと同様のお考えを、文部当局も持ちになつておられると察知いたしますのであります。他にこの種の施設を持つところのものも多々あるかと思ひますけれども、私の経験の範囲内に

おきましては、ここに力を注ぎますならば、地理的に考えましても、四囲の事情、環境等を勘案いたしまして、模範的な優秀な学校がでる上りのではないかと思ふのであります。なおその土地の地方民の熱意も、きわめて切なるものがあつまして、文部省の誠意と土地の人たちの熱意によりまして、十分成果があるものと思ひます。その一日も早く実現するよう格段の御協力を賜わらんことを、この件に關し、現地を視察した者として申し上げます。次第であります。

○原委員長 日程第二九、安城高等学校校区変更に関する請願、中野四郎君紹介、文書表第九六号を議題といたします。紹介議員の説明を求めます。

○岡谷委員 紹介議員中野四郎君にかつて請願の趣旨を申し上げます。

本請願の要旨は、不当な運動により愛知県碧海郡矢作町南部は、学区を岡崎高等学校に編入されたため、矢作町南部の通学者は、二里の道程を歩行せねばならず、その上矢作川及び急坂の障害があつて、通学にきわめて不便である。ついでには、矢作川南部を安城高等学校校区に変更されたいというのであります。

○原委員長 これに対する政府側の意見を求めます。

○鈴木政府委員 この学区の問題は、教育委員会がきめる問題でございますので、この請願の趣旨につきましては、委員会の方に十分お伝えいたしましたと思ひます。

○原委員長 次に日程第三〇であります。

すが、これは日程第一三七と同一趣旨でありますので、一括議題といたします。科学研究費増額の請願、小金義昭君紹介、文書表第九九号。紹介議員の説明を求めます。

○今野委員 紹介議員がおりませんので、かわつて御説明申し上げます。

本請願の要旨は、文化国家を建設するには、わが国にふさわしい科学と技術の発達に努力しなければならぬ。そして自然科学系統の科学技術の研究にあつては、そのある専門の研究が一旦中止の止むなきに立ち至るようなことがあれば、専門科学技術者と特殊技能者の離散、文献資料及び施設の分散破損等によつて、その専門研究が根絶に近い状態となり、緊要な研究の上に重大な支障を来すことになる。しかるに昭和二十五年十四億余円の研究経費は、なお十分であるのに、これを削減すると聞くが、これでは、専門科学者の特定研究の遂行に重大なる支障を生ずることは必至であるから、前記の研究費予算額を確保されたいと、こういう趣旨でございます。

この同じ趣旨の問題につきましても、本委員会にも吉米地義三君外二名の決議案が現在上程されており、また参議院においても決議案が本会議に上程されるというようになつております。重要性については多言を要しないと思うのでありますが、何とぞこの趣旨を貫徹できるようにお願い申し上げます。

○鈴木政府委員 科学研究費増額の必要につきましては、文部省といたしまして、非常にその重要性を感じまして、あらゆる努力を拂つて来たのでござい

ますが、現在のところ、いまだ残念ながら十分なる予算の計上を見るに至つていない状態でございます。しかしこれに對しましては、ただいまも申されましたように、あらゆる方面の強い御支持を得まして、この予算の増額に今後とも万全の努力を盡して参りたいと思ひますので、この点につきましても、国会方面その他一般のできるだけの御支持をお願い申し上げます。

○水谷(昇)委員 たいま御答弁をいただいたのでありますが、この科学研究費につきましては、今回湯川氏がノーベル賞をいただいたというようにな、わが国にとつても特別うれしきニュースであります。こゝろから湯川氏に、湯川氏を表彰する、あるいは湯川氏にどうするとかいうような問題が起つておるのであります。これは湯川氏が過去十年ばかり前の研究を、今日認められて表彰されたものである。これから先さらに湯川氏に続くような科学者をどん／＼出したいと思ひますが、それにはどうしても研究費を増額いたしまして、科学者を援助するということが最も大切だと思ひます。この機会に特に強調していただいて、増額に格別の御考慮をお願いしたいことを希望いたします。政府側の御意見を伺えればけっこうです。

○鈴木政府委員 湯川博士がノーベル賞をいただきましたことは、非常に国民全般の喜びでございます。これを契機といたしまして、日本の科学研究を盛んにし、湯川博士に続く者をぜひ養成したいというふうに考えるのでございます。たま／＼予算の査定の時期

におきましては——その時期が、実はその後にノーベル賞のことがわかつたのであります。その意味を予算に盛ることができなかったのは非常に残念でございますが、今お言葉がありましたように、これを機会にいたしまして、なおできるだけの努力をいたして参りたいと考えております。なお湯川博士を記念いたしまして、直接的にはこのものを記念するような事業を、できるだけ最近の機会につくりたいと、今研究中でございます。

○原委員長 次に日程第五〇、文化財保護法案の改正に関する請願外一件、浅香忠雄君紹介、文書表第一五一号。紹介議員の説明を求めます。

○水谷(昇)委員 紹介議員が御出席になつておりませんから、私から本請願の要旨を御説明申し上げます。

第五国会に参議院から提出された文化財保護法案について、次の通り改正された。この参議院から提出された文化財保護法案は、今回はこれが衆議院と連合いたしました法案がわかつておるのでありますが、この請願の要旨をそのまゝここに申し述べます。

(一)無形文化財保護に關しては有形文化財と同一機構内で取扱ふこと(二)文化財の維持、修理に對する補助金交付等に對しては、専門審議会の決定をまつて執行し、この専門審議会に對し、諮問すべき事項を本法案に明定すること(三)国立博物館に對すると同様に、地方博物館の活動を助成すること(四)国宝その他重要文化財に對しては、個人所有権がある限度国家的拘束を受けるが、同時に國家の補償として免稅が考慮されるべきであること、

こういふふう希望をしておるのであります。今度提案になるはずの文化財保護法案では、大体この要旨が実現できそうです。ある部面においては、この要望が盛られていない点もあるようではありますが、とにかく本請願の要旨は以上の通りでありますから、よろしく御審議をお願いしたいと思います。

○原委員長 政府側の意見の必要を認めないと思ひます。ちよつと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○原委員長 速記を始めてください。請願はこの程度とし、私立学校法案を議題といたします。

討論に入る前に一言申し上げます。水谷昇君より修正案が提出されております。修正案の説明を求めます。水谷昇君。

○水谷(昇)委員 私立学校法案の修正案について説明申し上げます。

原案の第二條であります。私立学校に關する教育行政及び学校法人については、法律に別段の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。こゝろから「法律に別段の定めがある場合を除くほか」という点が、後段の五條と第七條に關係がございまして、ここに非常な疑義がございまして、よつてこの二條を削除して明確にいたしたいと思ふのであります。

従つて第三條を第二條とし、同條第四項を削り、この四項を第三條といたしまして、この一條を加えることにし

たのであります。

従つて第五條をはつきりさせるために、次のように修正したいと思ふのであります。すなわち第五條は、「所轄庁は、私立学校について学校教育法第四條及び第十三條の規定にかかわらず、左の各号に掲げる権限を有する。」それに伴ひまして、同條に第二項といたしまして次の一項を加える。すなわち「学校教育法第十四條は、私立学校に適用しない。」かようにはつきりさせるのであります。

その他の修正案は、以上修正いたしました關係上、條文をそれに適應するように書き改めることにあるのであります。

以上簡単に説明をした次第であります。○原委員長 たいまの修正案に質問があるようですから、これを許します。松本君。

○松本(七)委員 たいまの提案者の説明に對して、一点だけ、伺うというか、確認しておきます。第二條の削除ですが、「法律に別段の定めがある場合を除くほか」というのが問題になつて、これを削除することには何ら異存はございせん。ただ私の考えでは、二條を削除しても、私立学校に關する教育行政及び学校法人については、この法律で定めるところで規定されるというところは、当然のことだと思ふので、全部削除すると、あるいは別の法律でやられるおそれがあるというようにな心配をされておる向きがあるやに聞いておりますので、全部を削除して、も、私学の教育行政及び学校法人については、この法律以外のものではやら

ない。大学関係のもの云々は別のことですが、この法律を有名無実なものにするようなことは決してないという点を、ひとつ確認していただきたい。

○水谷昇委員 そういふ心配はないと存じております。

○原委員長 修正案と原案の両案をあわせて、これより討論に入ります。民主自由党高木君。

○高木章子委員 私は民主自由党を代表いたしまして、私立学校法案の修正案並びに修正案を除く原案に対しては、賛成の意を表するものであります。

戦後におけるわが国の諸改革のうち、特に教育制度の改革は、実に固期的なものがあつたのであります。が、ひとり私立学校のみは、やもすると等閑に付せられていたかの感が深かつたのであります。戦災その他一般国内の経済上の事由等によりまして、わが国の私学のほとんど大部分がその復興はもろろのこと、教育内容の充実すらも、困難な実情にあつたのであります。が、ともすると、それに対する施策が忘れられがちであつたことは、われ／＼も深く遺憾といたしていただくのであります。

一昨年八月、日本に訪れましたアメリカの学術顧問団による報告書の中に、日本の私立大学は、自由主義的及び民主主義的理想の指導の提議者であり、また個々の自発性と判断とを回復して説いて来たものであつたし、また現在もそうであるとの印象を受けたのであります。また平和を愛好する国家になるものであるならば、日本は私立大学の発達のおかけをこうむるであらう、と申し述べてありましたことを思い起しまして、さらに一層その感を深くするものであります。

かような観点から申しまして、今回の私立学校法案を見ますに、そもそもの私立学校法は、学校教育法に準拠せる特別法であるべきはずでありますのに、本法案の第一章第二條によりまして、その特別法としての性格を失わしめてあるものであります。従つて私立学校の法的基礎を極度に薄弱ならしめるものと考えられますので、この第二條を削除することに修正いたしましたことは、まことに同感であります。

次に第二章におきまして、私立学校の自主性並びに特殊性を重んじ、所轄庁の監督事項の処理の際には、主として私立学校または私立大学の代表者によつて構成される審議会の意見を聞かねばならぬこととし、同時にまた審議会は、都道府県知事または文部大臣の諮問機関としておる点は、まことに妥当な措置と考えるものであります。

さらに第三章におきましては、私立学校を設置する法人を、学校法人という特別法人として、従来の財団法人に關する財産処理規定とは別にし、なお学校経営の財的基礎を強化する意味で、収益事業を行うことを認めてありますこと、さらに学校法人に対する免稅の範圍を拡大したことにつきましては、われ／＼も最も同感するところであります。

次に憲法第八十九條との関連で、私立学校に対する補助、助成の成否が問題となつておつたのであります。

本法案によりまして、公の支配に屬するとの意味が付與されまして、その問題は一応解決されたのであります。この点につきましては、さきに参考人として意見を述べられました私学団体連合会代表、早稲田大学法学部長大濱氏も、憲法第八十九條との關係上、補助、助成の法的基礎を興えたと言われておるのであります。同じく全国大学教授連合代表片山教授は、その点について、憲法第八十九條との関連で、補助、助成を條件として監督を強化する理由としてはならぬと申し述べておられるのであります。私もまづ同感であります。本法案は学校教育に準拠する以外に、別に特に監督強化と想われるところもないと認めまして、ここにこの修正案並びに修正案を除く原案に、私は賛成の意を述べた次第であります。が、特に私立大学につきましては、學術研究の機関として、他の学校と異なる特殊の使命を持つてゐること、また大学の所轄庁は文部大臣、その他の学校は地方庁であること、また審議会についても、大学とその他の学校とは、この私立学校法においても別々に規定されておる点等から考察いたしまして、各種学校や幼稚園と同一の法律で規定されることは妥當でないと思ふのであります。

なお私立大学の審議会の構成、及び構成の方法について、各大学の意思及び各大学教授の意思が反映するように措置されたいのでありますから、左の附帯條件を強く要望いたします。近い将来に、私立大学については、その大学の性質にかんがみて、別途の法制的措置を講ずるよう考究されたい。以上をもちまして私の賛成討論を終ります。

○原委員長 共産党今野武雄君。

○今野委員 私は日本共産党を代表いたしまして、本法案の修正の箇所については、別に異議はないのであります。が、残りの部分に対して、反対の意向を表明しようとするものであります。

まず第一に、私は私立学校というものが、戦前戦後を通じて日本の教育界において非常に大きな功績を残して来たという点は、いくら強調しても足りないものだということを申し上げたいと思うのであります。ことに大学教育などにおいては、国立大学をもつては非常に不十分であり、私立大学というものはなくてはならないものであるといふこと、特にこの多くの私立大学が、その特色を十分に生かして、教育の将来に非常に大きな影響を與えるだろうといふことについては、大いに期待を持つものであります。それからまた成城とか成蹊とか、その他幾多の実験学校において、教育の技術が研究され、そして、ともすれば官僚の支配のもとに縮こまろうとする日本の教育に、生き／＼とした発展の芽を植へつけて来たといふことに對しても、その評価を決して小さく見るものではないと思います。しかもさういふような私立学校が、戦後において非常に経営が困難になり、戦災の復興などもできないといふことに對しては、何とかしてこれを救う処置を國家において講じなければならぬといふことをずつと考えられており、そのために補助または貸付、寄付金の免稅といふことに對しては、われ／＼も私立学校の経営者諸君と一緒に、今後ともに政府に對して強い要望をすることはもちろんであります。

ます。従つてこの法案を通して、一日も早くさういふような便宜が得られるようにしたいという、さういふ私学側のお気持は、十分私たちにわかるのであります。が、それにもかかわらずこの法案に反対するといふことは、共産党の立場としては非常に不愉快なものであります。しかしながら、私学のさういふ困難な状態を救うために補助または貸付をするといふことを條件にして、公の支配下に私学を置くといふことは、先日の我妻教授の参考意見にもありましたが、私立学校そのものの意義と矛盾するのであります。現在とはともかく、将来において大きな禍根を残すものである、さういふふうに考えるものであります。

公共性といふことは、もちろん重要であります。私学が今までにおいて公共性を十分に持つて来たといふこと、これは先ほども申し述べたことによつて明らかであります。しかしながら、この公共性といふものの一番大きな用途は一体どこにあるか、これは學術の発展、文化の発展に寄與することによつて、國民の福祉を増す、さういふことに資するといふことが一番大きな公共性である。さういふふうに考えるわけでありまして、この公共性を高めるといふことは、そのように考えられなければならないのであります。しかるに、この法案を見ますに、その監督庁という言葉は所轄庁という言葉に、なるほど改められておる。それから私学審議会または私立大学審議会といふようなものも設けられておりますけれども、さういふものは、やはりみな官僚の支配のもとに握られておるわけでございます。公共性といふものがい

コール官僚の支配ということには決してならないと私は考えるものであります。特にこの点について、文部大臣や文部省政務委員に、いろいろとお伺いしたのでありますが、いずれも満足な回答が得られなかつたのであります。そうして、ことに文部大臣は、いろいろな点において、戦後日本の民主化その他のことが急激に行われぬということをして承しながら、あの戦前において一番秘密主義であつた、そうして軍部に率仕するの一生懸命であつたあの文部官僚が、戦後において急に民主化したかのごとき言辭を弄しておるのでありますが、これはまったく私の理解することのできない点であります。そういうような現在の官僚政治の状態において、こういう法案が通されるときは、結局において私学というものが縮こまることに、つまり取締りを受けるような方向にこれが働くというところが憂えられるのであります。その一点をもつてして、私もはこの法案に反対せざるを得ないのであります。私どもをもつてすれば、この私学の能率を高め、そうして国民の福祉を増進させる方向にこれを運営させるということは、一体どういふふうにしてできるか、これは一にもつて学園の民主化、そういうような方法によつてできると考えるのであります。もちろん、それに対して国家が惜しみなく援助を與えることが必要であります。すべての点において、日本の教育制度というものは、アメリカをまねることが多いのであります。アメリカの私立大学その他における学校の運営の状態を見て、たとえば、教授などがその中でいかに大きな働きをしてゐるか、た

たとえば、日本では学生が非常に生活に困難に遇つてゐる、そのために学園の外に出て、アルバイトをしなくてはならぬ、そのために学校に出ることができないというふうな状況は、たくさんあるのであります。あちらの学校では、学校によつていろいろであり、が、学園内において学生が十分に事務をとり、あるいは働けるような組織もできてゐる。そういうふうな、学生自身が学園を守り立てるといふような、しかもその中から生活の資を得て勉学できるといふような方法が、アメリカにおいてさえも講じられてゐるのであります。日本においては、学生の生活というものが非常に困難になつてゐる今日、そういうふうな方法で、学生の意見や、あるいは教授の意見を生かすことによつて、もつとこの経営をゆたかにして行くことができる。それを国家が十分に援助する、こういうことが一番必要であると考えてゐるのであります。そういう意味で、この法案に對しては、それと正反對の動きを行くものである、こういう点から、私もは反対せざるを得ないのであります。

なお、このたび決定されました補助額にいたしましても、わずかに一億二千四百万円ばかり、これではどうにもならぬと思つてゐます。現在のあの授業料不拂いの多いこと、そして学生側からすれば、国立大学に比して非常に高い授業料であるために、とてもやつて行けない、こういうふうな事情をどういふ救ふことはできないのであります。教授の給料にいたしましては、もそうであります。現在のようではとても生活することができない。いわんや研究にいそしむということではできないのであります。こういう点において、もつともつこの予算は出さなければいけない、そのための貸付金その他の措置も急速に講ずる必要がある。それをこゝういう公の支配のもとに置くという官僚的方法によつて、その言いわけをつけたらうというやり方に対しては、絶対反対せざるを得ない。

これが私どもの反対の要旨であります。

○原委員長 社会党、松本七郎君。
○松本(七)委員 私たちは、日本社会党を代表いたしまして、二、三の要望を付して、本法原案並びに修正案に賛成するものであります。

私立学校の重要性については、ここでも多くを申し上げるまでもありません。国会におきましても、私学の振興に関する決議案が通つて、これが振興を促進すべきであるという意思を表明しておるのであります。特に戦災学校の復旧は、緊急を要すべきものでありますから、政府でも従来いろいろ御苦心されて来ておるわけであり、御しかし今回出て参りました私立学校法案の立案過程を顧みてみますと、この点で一つ要望をしておきたいのであります。

政府は、文部大臣の御説明にもありましたように、一年有余にわたつて私学団体総連合と慎重な御協議を遂げられたのであります。その間の双方の御苦心はよく察せられるのですが、そしてできて来た文部省の案が、閣議まで通つておきながら、再び私学団体総連合から十箇條の修正要求が出て来るというふうな始末になつてゐる。しかも今度できて参りました案について

も、大学教授の一部あるいは学生から強い反対の意見が現れてゐる。こういうことを今後防ぐためには、やはり法案を立案される過程において、もつと広範囲に世論に聞くという誠意を示していただきたい、この点を要望したのであります。

また私学の復興に関しては、常に憲法八十九條との関係が問題になつておりました。私学をどうしても早く復興しなければならぬというので、さきに教育金庫法というのを、全議員が一致してこれを立案し制定しようとしたしましたが、私どもの聞き及んで知る範囲では、憲法八十九條の解釈が問題になりまして、とうとうこの教育金庫法は提出の運びに至らなかつたわけでありました。しかし文部大臣の先般の御説明によりまして、この問題は必ずしも憲法の解釈問題とは関係ないもので、むしろ財政上の理由からこの実現が不可能であるということを示されておるのであります。はたしてしかりとしたしますならば、この私学の特性と重要性にかんがみまして、どうしても私学の自主性をもつと高めて行く。そうしてできるだけ官僚による監督を排除して行かなければなりません。そうやりながら何とか財政的な援助を国がやつて行くといふような方法が一番いいのではないかと、この道が、文部大臣の考えでは憲法解釈と関係がないということになれば、今後大いに希望が持てると思ひます。そこで、できるならばそういう状態を早く実現できますように、金庫法というふうなものが必要であつたか、つきには、この法律も必要がなくなつて、そして自主性をもつと広範囲に確保して行くといふような方法を、今

後促進していただきたいと思つてゐます。

第三には、原文において示されておりますように、私立学校に関する教育行政と学校法人についての規定になつておりますが、文部大臣が言われたように、教育行政の面から考えれば、もつと法案にある審議会の性格がかわつたものであり得ると思つてゐる。私どもの考えでは、この審議会は單なる諮問機関でなしに、できるならば、もつと強い決議機関の方向に持つて行きたいという希望を持つてゐるのであります。特に大学に関しては、ぜひそういうものにした。大臣の答弁にも、教育行政の面から見れば、そういう性格でやるのだという御答弁もあつたくらいでありますから、どうか本法の運営にあたりましては、この審議会が教育行政上決議機関的な性格を持つたような運営にしたい。この点を要望いたしますと同時に、先ほど高木委員からも御要望がありましたように、できるだけ早い機会に大学をこれから除いて別に立法していただきたいと思つてゐます。

以上の点を私どもは強く要望するのであります。何しろ私学関係者は現在この私学法が通過することを非常に熱望しております。なるほど国の予算からいへば、先ほど今野委員も言われましたように、本年度はわずかに一億二千四百万円足らずである。しかし、これが出れば、すでに地方でも出す用意をして、この法案の通過を待機してゐるという状態があります。それにしても、この貸付金というものは、決して十分なものではない、まだ足りませんが、何しろ何とかして復興を急がなけ

れば、結局私学は滅亡してしまう危険にさらされているのでありますから、そういう緊急を要する点からも、私どもは本法原案並びに修正案に賛成するものであります。

○原委員長 民主党第九控室 稻葉修君。

○稻葉委員 私は民主党野党派を代表いたしました。私立学校法案に対する修正案並びに修正案を除く原案に対しまして、賛成の意を表するものであります。

かつて東條内閣時代、私立大学の統合ということが行われた際、そうして当時文部省が陸軍省文部局というようなことをいわれておつた際に、私どもは私立大学関係者を糾合いたしました。

て、大学統合に対して敢然として反対し、その私学に対する圧迫を排除いたしました次第であります。そういう思想的な流れを持っていますのであります。そうして第五特別国会に国立学校設置法が出た際に、国立学校と私立学校とは車の両輪のごときものであるから、当然国立学校の準拠法ができる際には、私立学校に対しても、同時に制定してもらいたいという要望があつた次第であります。けれども、当時はあつたかも知れませんが、当時としては、税制の改革について研究中でありましたので、私学の財政的な基礎を確立するための免税の点について間に合わないという理由から、今日まで私立学校法の国会上程が遅延されておつたわけでありました。しかるに、

私立学校関係者並びに文部当局の熱心な御協議の結果、遂に本国会に私立学校法が提案されたということは、まことに喜ばしい次第であります。

法案の内容につきましては、二、三異議がありますけれども、去る委員会におきまして私立学校関係者等の参考人をお呼びしました際に、世論のおもむくところは、すでに皆様方も御承知の通り決定しております。この際、民主自由党の御討論の中にも、将来私立大学につきましては、別個な私立大学法とも称すべき法律を制定いたしまして、私立大学に関する本法内の該当規定を、すべて本法から除くという附帯条件もつけられておることでありまして、次第に私どもの希望するような方向に本法が制定される機運が強いのであります。はなはだ喜びにたえない次第であります。

ただいま松本委員から二、三要望がありました。点々は、まづたく私どもも同感でございまして、この点につきましては、もちろん運営に誤りはないとは思いますが、もう少し慎重を要するところ、私どもも十分の尊重をされることは、去る日の文部大臣の御答弁にもありましたが、私はこの点について一つの要望をいたしておきたいのであります。それは諸問の答申に対して反対の決定もすることが、法の建前としてはでき得る状態になつておること、それが文部省と私立大学あるいは私立学校との間において、常に争ひの種になりはしないかという点を憂えるものであります。運用上そういう弾力性を持たせておくというところは、警察法とか、そういう事緊急を要する場合の発生を予想せられる法律におきましては必要やむを得ぬことでありまして、行政の敏捷なる措置を特に必要とするような事態

は、ほとんどないのでありますから、行政に弾力性を持たせるといふことは、なるべくこれを慎みまして、法律でもつてきつちりと確定しておくことが必要ではないかと思うのであります。

またこの法案の一つの疑義として、私立学校を設置する法人については、特別法人とするということになつておりますが、この特別法人というものは、主として私立学校の財政的基礎を固めるために、営利事業を営むことができるという点で、普通の財団法人と異なる特殊性を持たせるといふ必要から生じたものと思ひますが、このために学校法人の法律的性格がいまいになりまして、またこれが公の性質を有し、公の支配に属するということになりまして、この法律によると確定することになりますので、そうなりますと、私立学校法人が公法人であるのか私法人であるのかという点も、法的に疑問を生ずるような結果になるわけでありまして、その点につきまして、質疑に対する文部大臣の回答も、いまだはつきりいたしておらないといううらみはありますけれども、私は前にも申し上げましたように、私立学校の戦後における窮乏をとりあえずまず打開しなければならぬ、救済しなければならぬという意味において、私立学校関係者並びに文部当局がなされた努力に対して敬意を表し、わが党といたしましては、先ほど申し上げましたような二、三の希望条件をつけまして、本法律案の修正案並びに修正案を除く原案に対して賛成の意を表する次第でございます。(拍手)

○原委員長 新政治協議会 小林信一君。

○小林(信)委員 私は新政治協議会を代表いたしました。修正案並びに修正案を除く原案に対して賛成するものであります。

教育委員会法が設定されましたと同時に、私立学校に対するところの法的な、教育委員会と同様なものが、私立学校に対してもなされなければならぬことは、当然であるのであります。それが今日まで遅れておつたということは非常に教育上重大でありまして、政府といたしましては教育行政の確立のために、いろいろと苦心されたことは確信いたしますが、しかし政府の要望よりも一般のこれに対する関心が非常に重大でありまして、教育そのものが持つ文化国家に対するところの責任からいたしまして、早く法的措置がなされなければならぬ。さらに私立学校の特性をいたしまして、戦後の経営の困難な状況からいたしまして、一日も早くこの法の設定を期待しておつたのであります。今日ここにいよいよその実現がなされるに至りまして、非常に喜びにたえないものであります。

われわれ新政治協議会におきましては、この私立学校法の設定に対して、三つの問題を持っておつたのであります。一つは、教育そのものの持つております民主主義確立が大きな問題でありまして、私立学校法におきましては、この点が十分発揮できるような内容を持つておらなければならぬ。もう一つは、私立学校の独特な性格を生かすことがこの法の大事な点である。もう一つは、戦災等によりまして、い

まだ復旧しておらない現状と、私立学校の現在の経済情勢におきまして、予想されるところの将来の経営者側におきまます困難な問題、ここに勉強いたします生徒の問題、こういうものがこの法によつて希望がもたらされなければならぬ、こういう三つの問題をもつて本法案に対しましては検討いたしましたのであります。この三点におきまして、いささか意見があるものであります。先ほど申し上げましたような非常な遅れておること、そうして私立学校の実態等から考えまして、一日も早くこれは通すべきであるという点からしまして、一つの希望を申し上げて賛成するものであります。

第一の問題におきましては、特に本法に対して期待するところはありますが、第二の問題におきまして、私立学校の自主性をどこまでも確立して行かなければならぬ。本法案を通して、いささかそういうところに遺憾な点があるものであります。今後何らかの処置によりまして、これが善処を要するのであります。具体的に申しますと、審議会の構成等におきまして、もつと民主的にこれが運営されるように期待するのであります。さらに審議会の権限におきまして、これがもつと拡大されて、所轄庁の権限というふうなものは、これを少くして行つてほしい。

さらに第三の問題であります。これは私たちがいたしましては、これに示してありますところの公の支配に属するといふ見解であります。この公の支配がいわゆる憲法八十九條の方から将来考慮されまして、先ほどからい

ろいろな御意見がありましたように、

官僚統制というようなことに効果もたらされるならば、いよ／＼私立学校の特殊性は失われるのでありまして、この点文部大臣の御答弁の中にある、この大きな意味の公の支配である、これをあくまでも本法案は内容として確立させて行かなければならない。これらに對しましては、非常な疑念を持つのであります。先ほども申しましたように、私立学校の現状からしてやむを得ないものと考えております。

最後の問題であります。この法案が、上は私立大学の広大な、しかも複雑な組織を持つものから、下は幼稚園のようなきわめて規模の小さい、しかも單純な組織によつて構成されるものまで、一つの規定によつてなされることは、その実施におきまして、非常な矛盾を生むものと予想されるのであります。文部大臣からの御答弁がありまして、將來これは何とか善処するといふようなお話があつたのであります。が、ぜひともこれは前に希望されました各党の意見と同様、すみやかに善処していただきたい。それは私立大学の特殊な扱いだけでなく、それ以下のものがこの法によつて設定されるときには、この法はすでに私立学校、下は幼稚園を含めておりますので、私立大学の法的な措置がなされるときには、それ以下のものにさらに適切な措置がなされるよう、その方をさらに改善していただきたい、こゝういふことをお願いいたしまして、本法案に賛成するものであります。

○原委員長 これにて討論は終局いたしました。
採決いたします。水谷昇君提出の修正案について採決いたします。賛成の

諸君の御起立を願います。

〔総員起立〕

○原委員長 起立総員。よつて水谷昇君提出の修正案は可決せられました。

〔拍手〕

ただいま可決せられました修正案の修正部分を除く原案について採決いたします。御賛成の諸君の御起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○原委員長 起立多数。よつて原案は修正議決せられました。〔拍手〕

なお報告及び報告書の提出につきましては、委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○原委員長 それではさよう決定いたしました。

この際文部大臣より発言を求められております。これを許します。

○高瀬國務大臣 ただいま私立学校法案につきまして、修正の上議決せられましたことは、私立学校のために寄與するところ少なくないと思ひまして、はなはだ仕合せに存じております。政府といたしましては、修正せられました箇所については、何ら異存はございません。

なお議決についていろいろ御要望がありました。それらの御要望につきましては、政府は慎重に考慮いたすことにいたします。特にその中で、私立大学については、特別な措置をする必要があるという強い御要望が各方面にありますので、この点につきましては、ことに慎重な研究をいたしまして、善処いたしたいと考えております。〔拍手〕

○原委員長 それではこれにて暫時休

憩いたしました。午後二時より再開いたしますと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○原委員長 それでは暫時休憩いたします。

午後零時五十三分休憩

午後五時五分開議

○原委員長 休憩前に引続き會議を開きます。

本日はこの程度にて散会したいと思います。が、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○原委員長 御異議なしと認めます。それではこれにて散会いたします。

午後五時七分散会

〔參照〕

私立学校法案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十四年十二月二十六日印刷

昭和二十四年十二月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷 庁